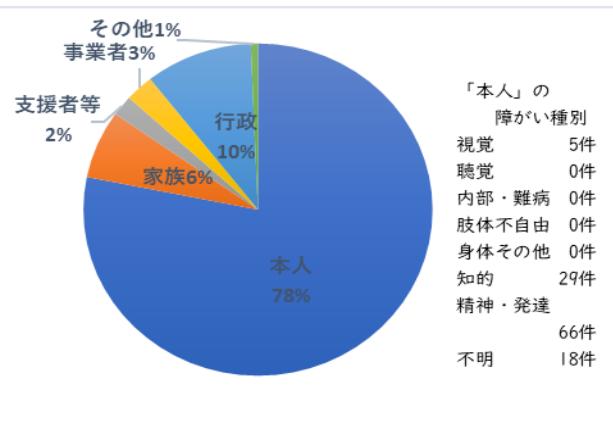


## 令和6年度 障がい者差別解消相談窓口対応状況（令和7年3月末）

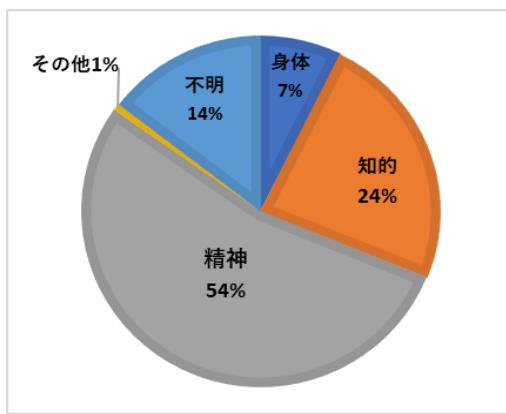
長野県健康福祉部障がい者支援課

I 相談延べ件数 151 件

### (1) 相談者区分



### (2) 相談の対象となる障がい者の障がい種別

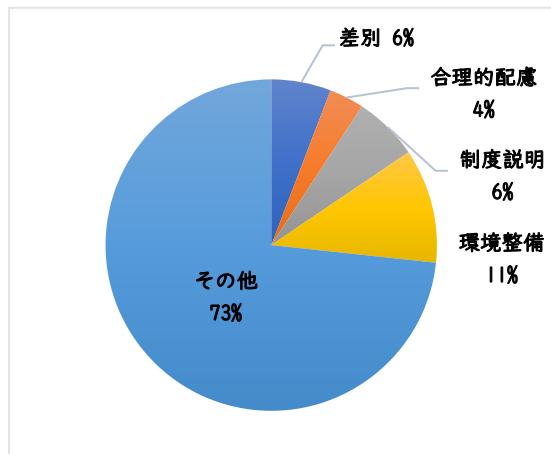


本人	118 件	78%
家族	10 件	6%
支援者等の関係者	3 件	2%
民間事業者	4 件	3%
行政機関	15 件	10%
その他	1 件	1%
合計	151 件	100%

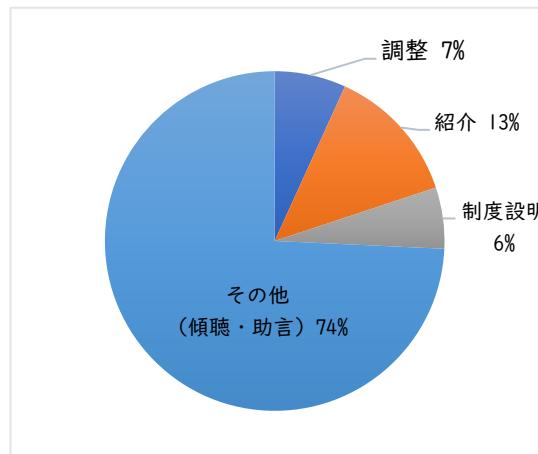
身体	11 件	7%
知的	36 件	24%
精神（発達障がい含む）	86 件	54%
その他（難病、内部疾患等）	1 件	1%
不明	22 件	14%
合計	151 件	100%

○ 相談は障がいのある人本人から寄せられる場合が 70% を超えた。事業者からの相談は 3 % であった。家族等からの相談を含めて、相談の対象となる障がい者の障がい種別は、精神障がいのある人が 54% と多く、次いで知的障がいが 24% であった。

### (3) 相談内容の区分

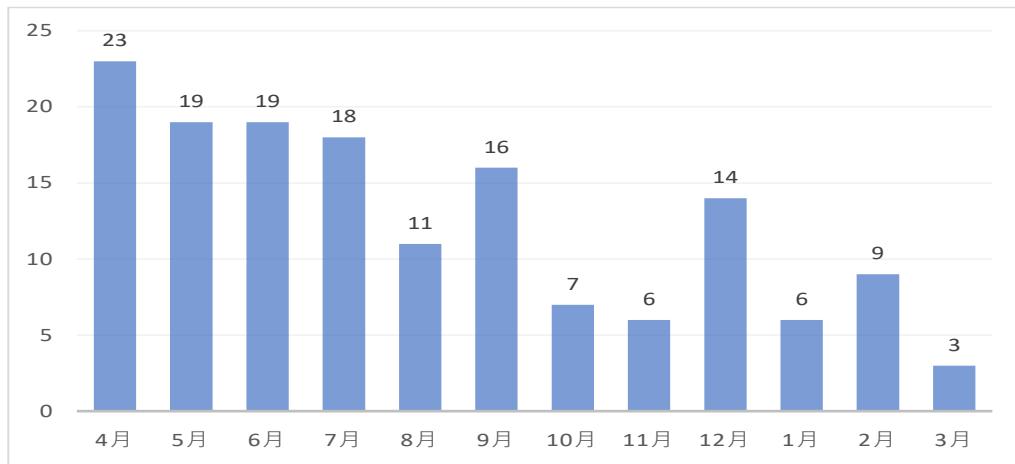


### (4) 対応結果 ※中心となる対応方法に計上



- 相談内容としては、不当な差別的取扱いについての相談が7%、合理的配慮の提供についての相談は1%であった。その他が90%件と一番多い結果になった。

#### (5) 月別相談延べ件数



- 相談件数としては、年度初めの4月から7月についての相談が全体の52%を占める結果となった。

## 事例の公表

### 合理的配慮(調整)の提供の好事例!

◆相談者	知的障がい者
◆生活場面と相談(申出)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会参加にあたり、知的障がいのため難しい言葉は分からぬことがあることを申出た。</li> <li>主催者は申出者に対して、講義資料にフリガナを振るのはどうかと提案した。また、グループワークの中でどんな専門用語が出るかまでは主催者側では想定できず、それについてどう対応するのがよいか確認した。</li> <li>申出者からフリガナを振ってほしいとの依頼があり、グループワークのようなフリートークの場面であれば、同じグループの人に聞けるので、問題ないと回答があった。</li> </ul>
◆検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会の開催にあたり、理解が困難な難しい言葉にフリガナを振る合理的配慮の申出を受けた。</li> </ul>
◆検討プロセス	
① 障がい者から事業者に対して、事業(財・サービスや各種機会の提供等)を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明ががあったか。	<p>⇒あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申出欄に「難しい言葉は理解できないことがある」と記載があった。</li> </ul>
② 求められている調整は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。	<p>⇒該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がいにより言葉の理解に困難がある相談者が、研修の資料を理解するためのものである。</li> <li>研修参加に資料の理解は必要であり、合理的配慮の提供は「本来の業務に付随するもの」と考えられる。</li> </ul>
③ 求められている調整は「過重な負担」に該当するか。	<p>⇒該当しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現実可能性の程度は高く、事業への影響の程度は低い</li> </ul>
④ 建設的対話により、どのような合理的配慮(調整)の提供があったか。	<p>⇒双方の話し合いにより、相談者から「グループワークでは分からぬことは周囲に確認できるので配慮は不要」と聞き取っていたので、事業者側が研修資料にフリガナを振ることを提案し、相談者も承知した。</p>
◆事例の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人からの「社会的障壁」の除去の申出に対し、「建設的対話」により内容の検討がなされている。</li> <li>情報や意見を伝え合い、双方が建設的対話に努めることで、社会的障壁の除去の目的が果たされている。</li> </ul>

長野県障がいを理由とする差別に関する相談窓口に寄せられた相談を基に改編

## 合理的配慮（調整）の提供の好事例2

◆相談者	肢体不自由のため車いすユーザーの女性
◆生活場面と相談（申出）内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館が主催する成人式に、振袖を着て、車いすで出席する予定。</li> <li>・式の実行委員会では、相談者が車いすでの出席になることを承知しているが、他の新成人の出席者はステージ上でスピーチをする際に、相談者はステージには上がらずステージ下で待機し、前後の出席者がマイクを回すという段取りが本人不在の場で決まってしまった。</li> <li>・「他の人と同じように、ステージ上にあがってスピーチをしたい。それが難しいのなら、全員がステージの下でスピーチをするようにしてほしい」旨を伝えた。</li> </ul>
◆検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすユーザーから、他の新成人と同じようにステージ上のスピーチをしたいという申出を受けた。また、それが難しい場合には、全員が同じようにステージの下でスピーチをするようにしてほしいと申出を受けた。</li> </ul>
◆検討プロセス	
<p>① 障がい者から事業者に対して、事業（財・サービスや各種機会の提供等）を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明ががあったか。</p> <p>⇒あり</p>	
<p>② 求められている配慮（調整）は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。</p> <p>⇒該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式でのスピーチは本来の業務に付随し、スピーチの場所の変更は事業の本質的な変更には及ばない。成人式のスピーチを他の出席者と同じようにしたいという申出である。</li> </ul>	
<p>③ 求められている配慮（調整）は「過重な負担」に該当するか。</p> <p>⇒該当する可能性は低い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすをステージ上にあげることが過重な負担にあたるとしても、全員がステージの下でスピーチを行う代替案が併せて提案されている。</li> </ul>	
<p>④ 建設的対話により、どのような合理的配慮（調整）の提供があったか。</p> <p>⇒・公民館のステージに昇降機は設置されておらず、これから設置することも難しかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日相談者は振袖を着る予定であり、介助がしづらく、車いすを持ち上げるには3人の補助が必要だが、ステージに設置されている階段は幅が狭く足場がないため現実的ではなかった。</li> <li>・他の新成人はステージ上でスピーチをしたいと希望していた。</li> </ul> <p>⇒公民館がレンタルした昇降機で、相談者はステージ上に上がることができ、他の新成人と同様にスピーチができた。</p>	
◆事例の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人からの「社会的障壁」の除去の申出に対し、「建設的対話」により内容の検討がなされている。</li> <li>・本事例では、当初ステージ下でスピーチをさせるということを本人抜きで決めてしまったが、合理的配慮の提供は、提供者が「提供できうこと」「提供してもよいと考えること」の提供ではなく、申出者の「提供してほしいこと」を出発点として対話により決めるものである。</li> </ul>

長野県障がいを理由とする差別に関する相談窓口に寄せられた相談を基に改編